

みどりの食料システム法に基づく県・市町基本計画の作成について

1 要旨・目的

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（通称:みどりの食料システム法）」に基づき、県・市町が共同して「基本計画」を作成する。

2 現状・背景

(1) みどりの食料システム戦略(令和3年5月農林水産省策定)

持続可能な食料システムの構築に向け、調達から消費の各段階の取組と環境負荷低減のイノベーションを推進し、2050年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現などを目指している。

(2) みどりの食料システム法(令和4年7月1日施行)

みどりの食料システム戦略を実現するための法制度として施行され、国が定める基本方針に基づき県・市町は共同で基本計画を作成することができ、基本計画を作成した市町において、農林漁業者等が作成する環境負荷の低減を図る計画を認定する制度が創設された。

(3) 環境負荷の低減を図る計画の認定制度

ア 計画認定

農林漁業者又はその組織する団体が作成する次の取組に係る計画を県が認定する。

- ・環境負荷低減活動（化学肥料・農薬の使用低減、温室効果ガス排出量削減等）
- ・市町が設定する特定区域（モデル地区）内で農林漁業者が集団的に行う活動

イ 支援措置

認定された計画に基づく取組において、一定の設備等を取得した場合に所得税・法人税の特別償却や借り受けた資金の償還期間延長の措置等を受けられる。

3 県・市町基本計画の素案について

(1) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(2) 策定に当たっての考え方

- ・市町の意向を確認し、全23市町と連名により作成する。
- ・既存の行政計画を活用して作成する。

(3) 素案の概要

ア 環境負荷の低減に関する目標

土づくり、化学肥料・農薬の使用量を2割以上低減に取り組む農業者数を指標として設定する。

イ 環境負荷低減事業活動の取組推進

土づくり、化学肥料・農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動、温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動及びその他の環境負荷低減に資する事業活動の取組を推進する。

ウ 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

消費者の理解と関心を高めるため、県ホームページ等での周知、イベントの開催、食育並びに地産地消の取組などと連携することにより、PRを行う。

エ 特定区域の設定

神石高原町神石地区で、有機栽培面積及び有機農業者の増加により有機農業の生産団地の形成を図り、学校給食への農産物の提供や直売施設での有機コーナーの設置などを通じた有機農産物の販路拡大など地域ぐるみでの取組を促進する。

(4) 根拠法令

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

4 スケジュール

- ・令和4年12月 パブリックコメント（1ヵ月）実施
- ・令和5年2月 基本計画協議（県⇒国）
- ・令和5年3月 基本計画公表
（計画認定制度は令和5年度から実施予定）

広島県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（素案）

令和5年〇月〇日作成

広島県，広島市，呉市，竹原市，三原市，尾道市，福山市，府中市，三次市，庄原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，安芸太田町，北広島町，大崎上島町，世羅町，神石高原町

1 本計画の策定背景

農林水産業は，食料供給の機能に加え，自然循環機能を有する環境に調和した産業であるとともに，生産活動を通じて国土や美しい農山漁村景観の保全などの多面的機能の維持・発揮に寄与し，その恵沢を将来にわたって，都市住民を含むすべての人が享受するための重要な役割を担っている。

本県では，多様化する食に対する消費者ニーズへの対応に併せ，消費者が信頼できる安全で安心な農林水産物の生産・流通体制の整備が求められていることから，令和3年3月に「2025広島県農林水産業アクションプログラム（以下，「アクションプログラム」という。）（別添1）」を策定し，その基本理念「生産性の高い持続可能な農林水産業の確立」に基づき，農林水産業の持続性を高め，競争力の強化につなげるために，企業経営体の育成やスマート農業の実践等の施策を総合的に進めてきたところである。

また，安全・安心な農産物を安定的かつ持続的に供給するため，「広島県環境にやさしい農業推進方針（以下，「推進方針」という。）（別添2）」に基づき施策を推進している。推進方針では，生産性の高い持続可能な農林水産業の確立を基本とし，環境負荷の低減に配慮した環境にやさしい農業を推進することとしている。

近年，気候変動や生物多様性の低下等，農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境は大きく変化しており，これらに対処するため，国においては農林漁業の持続的発展等を確保する観点から，令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに，令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として，「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）（以下，「みどりの食料システム法」という。）」が制定・施行されたところである。

本計画は，アクションプログラムが目指す施策の方向性を踏まえつつ，本県における環境と調和した農林漁業の実現を目指し，みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として策定するものであり，同法第16条第2項各号の計画記載事項は2から7のとおりとする。

2 環境負荷の低減に関する目標

目標指標	基準（令和3年）	目標（令和9年）
土づくり，化学肥料・化学農薬の使用量を2割以上低減に取り組む農業者数（経営体数）	138	330

3 環境負荷低減事業活動の内容

(1) 土づくり，化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）

廃止前の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」第4条第3項に規定する導入計画の認定（エコファーマー）の取組（土づくりと併せて化学肥料・化学農薬の使用量を慣行栽培に比べ2割以上低減）を位置付けることとし，化学肥料及び化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減する特別栽培及び有機農業の取組を含め推進する。

取組に当たっては，「広島県持続性の高い農業生産方式導入指針」に基づき，有機質資材施用技術，化学肥料低減技術，化学農薬低減技術をそれぞれ実践すること。

【具体的な取組例】

- ・ 土壌診断の定期的な実施や診断結果及び作物の養分吸収特性に応じた適正施肥の実施
- ・ 局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用による化学肥料の低減
- ・ 病虫害発生の予防を重視したIPM（総合的病虫害・雑草管理）の導入による化学農薬の低減

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）

省エネ設備の導入，廃熱，バイオマス等の自然エネルギーや環境制御システムの活用など，収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を推進する。

また，稲作や畜産由来のメタンの発生抑制に向けた取組をあわせて進める。

【具体的な取組例】

- ・ 農林業機械・漁船の燃料削減などによる省エネ化の取組
- ・ 施設園芸でのヒートポンプの導入
- ・ 水田作の秋耕実施や中干しの延長

(3) その他の環境負荷低減に資する事業活動（3号活動）

その他，みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について推進する。

【具体的な取組例】

- ・ 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ・ 養殖業の餌料の適正投与等による環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・ 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地への施用
- ・ プラスチック資材の排出又は流出の抑制

4 特定区域の設定

別紙のとおり

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容

(1) スマート農業技術の活用

生産技術・生産工程をデータで「見える化」し，生産管理手法の改善を図るなど，スマート農業技術の活用を進めるための地域での共同利用や，メーカーや研究機関と連携を促進する。

(2) 堆肥の広域的な流通の円滑化

堆肥の成分分析やペレット化など、堆肥の高品質化を促進する。

6 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

推進方針及び「広島県地産地消促進計画」（別添3）に基づき、消費者の理解と関心を高めるため、県ホームページ等を通じて認定制度等の解説や生産者の紹介及び生産物の販売先などの情報を提供する。

また、集出荷拠点の整備を進めつつ、インターネットの活用、直売所、道の駅及び量販店などの販路開拓、イベントの開催、食育並びに地産地消の取組などと連携することにより、適正な価格で取引されるよう、PRを行う。

7 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県、市町、農林漁業団体等の関係者が連携して認定制度の活用を促す。また、特定区域の積極的な設定を通じて地域のモデル的な取組を創出し、その事例の横展開が図られるよう努める。

なお、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとする。

(別添1) 2025 広島県農林水産業アクションプログラム

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/735477_7240360_misc.pdf

(別添2) 広島県環境にやさしい農業推進方針

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/511466.pdf>

(別添3) 広島県地産地消促進計画

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/735929_7253416_misc.pdf

特定区域の計画（神石高原町）

令和5年〇月〇日

1 特定区域の区域

(1) 区域

神石高原町神石地区

(2) 地区設定の考え方

神石地区は、有機栽培のほ場が多く、町内での環境保全型農業直接支払交付金事業の交付対象面積の6割が当該地区に既に存在している。今後、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター（以下、「農研機構」という。）との連携やみどり戦略交付金の活用などを通じて、さらに拡大し、有機農業の産地育成に取り組んでいくこととしている。

2 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

① 有機農業による生産活動

有機栽培の農業者等で組織する「神石高原有機農業推進協議会」を中心に、毎年ほ場の土壌分析と診断結果に基づく施肥の実施を行い、安心安全な野菜の安定共有に努めている。

現在、農研機構と連携し、町内の有機質資材を活用した堆肥の試作等を行うとともに、みどり戦略交付金を活用し、新規就農者でも取り組みやすい「土づくりマニュアル」の作成等に取り組んでおり、これらの成果を地域で有効活用することで、地区内のさらなる有機栽培面積及び有機農業者の増加を図り、有機農業の生産団地の形成を促進する。

また、有機農産物の共同販売組織である「特定非営利法人オーガニック&メディカル七福神」と連携し、学校給食への農産物の提供や直売施設での有機コーナーの設置などを通じて有機農産物の販路の拡大に地域ぐるみで取り組むものとする。